

熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号)新旧対照表

旧	新
第3章 環境影響評価に関する手続 第2節 方法書の作成等 (方法書の作成) 第5条 事業者は、_____配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の5第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第4条の2の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項_____を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。 (1)～(8) (略) 2 (略) 第10章 雑則 (適用除外) 第50条 (略) (新設)	第3章 環境影響評価に関する手続 第2節 方法書の作成等 (方法書の作成) 第5条 事業者は、<u>配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の5第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第4条の2の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)</u>について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項(<u>配慮書を作成していない場合においては、第4号から第6号までに掲げる事項を除く。</u>)を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。 (1)～(8) (略) 2 (略) 第10章 雑則 (適用除外) 第50条 (略) 2 <u>第3章第1節の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第22条の2第2項第4号の整備(同法第21条第7項に規定する県の基準に基づき定められた同条第5項第2号に規定する促進区域内において行うものに限る。)</u>については、適用しない。